

ポスター社名印刷ご希望の方へ
ご注文上の注意

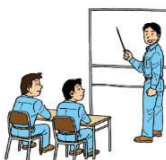
今年も全国安全週間及びSTOP!熱中症にかかるポスターそのほかの用品を建災防で作成し、販売しております。

モデルは嶺百花さんで、全国安全週間のポスターには今年のスローガン「高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場」が記載されています。

ポスターなど、一部の用品には社名印刷の注文ができますが、近年印刷した商品が期日に届かないなどのトラブルが発生しており、ご注文の際は極力1ヵ月ほどの余裕を持ってご注文いただくようお願い申し上げます。



安全大会等の講師無料派遣のご利用を



安全週間等において安全大会等開催されるご予約の事業所も多いと思います。厚生労働省の委託事業として、安全大会、研修会等の講師、現場診断などの専門家を無料で派遣できる制度があります。

2種類の事業をご紹介しますが、利用するにはアンケート調査が必要など、いくつか条件があります。

現地への交通費等も無料ですので、ご利用を考えたなら支部事務局にご相談いただくか、本部ホームページをご確認ください。

①安全管理士（本部所属）の活用



知識・経験豊かな建設安全の専門家が、現場に赴き、安全状態や作業方法の改善等、安全衛生水準の向上に向けたアドバイスを行います。

現場で実施されている職場巡視に同行することも可能です。第三者の目を通すことで普段の職場巡視がさらに効果的になります。また、現場や店社などご指定の場所での安全大会や研修会の講師を行います。

②自然災害の復旧復興事業

厚生労働省の委託事業として、自然災害からの復旧・復興工事に従事する中小事業者、新規参入者、専門工事業者の安全衛生管理担当の責任者、総合工事業者の管理監督者等、あるいは都道府県防災計画、災害危険箇所図（ハザードマップ）等により、危険箇所における防災工事、整備工事等を行う工事従事者など自然災害と密接に関連する者を対象として指導員（安全衛生専門家）による現場巡回指導や指導員による安全衛生教育支援を無料で行うことができます。（専用教材があります）

支部事務局のニューフェイス

神奈川支部では本部との綿密な連携を強化するため、職員の相互研修による人事交流を企画し、4月から実施しています。神奈川支部の須藤氏が2年間本部の「復旧・復興工事安全衛生対策支援センター」に研修として行くのと入れ替わりに本部の内田氏が神奈川支部の事務局で2年間現地研修を受けます。

《自己紹介》建災防本部から神奈川支部へ参りました内田一也と申します。東京都八王子市出身です。趣味はバイクのツーリングとキャンプです。私は4年制の大学（建築学科）を卒業後、2014年4月に建災防本部に入社後、コスモス認定事業、厚生労働省委託事業、調査研究事業、図書用品販売事業等を経験し、9年目になります。

これまでの経験を活かして、神奈川支部で戦力になれるよう一生懸命精神してまいります。

会員のみなさまどうぞよろしくお願い申し上げます。



支部行事予定

第1回理事会

時：5月23日 15:00
所：建設会館講堂

代議員会

時：6月2日 15:00
所：建設会館講堂

運営委員会

時：6月15日 15:00
所：建設会館講堂

本部理事会、総代会

時：6月7日 14:05
所：東京プリンスホテル

木建協正副会長会議

時：6月16日 16:00
所：建設会館講堂控室

木建協総会

時：6月29日 15:00
所：建設会館講堂

正副運営委員長・部会長会議

時：7月7日 16:00
所：建設会館411会議室

正副支部長・分会長会議

時：7月21日 15:20
所：ロイヤルホールヨコハマ

建災防神奈川支部ニュース

No.565 令和5年5月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話045-201-8456 FAX045-201-7735

URL https://kensaihoukanagawa.com/

神奈川労働局から緊急要請
～建設業の死亡災害が急増～

令和5年4月11日、神奈川労働局において神奈川支部の黒田支部長、池田副支部長が新任の木塚労働局長並びに加納労働基準部長に面談しました。

その際に、加納労働基準部長から、建災防神奈川支部長宛の、建設業における死亡災害防止についての緊急要請文書をいただきました。（全文下記に掲載）これは前号で紹介したとおり、2～3月の2か月で建設業での死亡災害が5件と急増したこと

を受けてのものです。

なお、同時に神奈川支部長宛及び神奈川県木造家屋建築工事等災害防止協議会会長宛の、本年度における建設業労働災害防止対策の取組みにかかる要請文書をいただきました。当日受領した本年度の通達「建設業の安全衛生対策の推進について（要請）」の内容については次号（6月号）の特集でご紹介する予定です。



神奈川労働局 加納労働基準部長の緊急要請書全文

日頃から労働基準行政の運営に御理解、を賜り、また建設業における労働災害防止について御尽力をいただいていることに厚く感謝申し上げます。

さて、本年3月末時点の県内建設業における労働災害発生状況において、すでに5名の建設労働者が就労中に亡くられています。昨年の同時期の状況を勘案すると、現在の死亡災害発生状況につきましては極めて憂慮すべき事態にあります。

それぞれの死亡災害事案の内容は、現在、管轄署において調査中ですが、土止め保工が不設置で土砂崩壊が発生したことによるものが2件、ドラグ・ショベルを用途外使用してクレーン作業中に転倒させたものが1件、

クレーンやホイスト作業においてつり具の破断により落下した荷が作業中の労働者に激突したものが1件、駐車時の逸走予防措置の不十分が原因でトラックが逸走し、これを止めようとしてひかれてしまったものが1件となっております。また、いずれの死亡災害も、作業の安全を確保するために守るべき基本事項が守られていなかったことから発生しており、誠に残念でなりません。

つきましては、貴支部におかれては、会員事業場と協力し、死亡災害の防止について下記の事項に留意し、以前から提唱されている「3つの矢」（セーフティリボン運動、3分KY及び安全宣言行動運）の活発化等の取組を強化されるよう、緊急要請いたします。

1. 貴支部の事業者一人一人が、労働災害の防止を強く決意し、事業場における安全衛生の基本方針と活動状況を点検の上、安全衛生管理体制を整備すること。（事業者の決意と基本方針を全従業員に明示すること。）
2. 本年すでに発生した労働災害については、建設現場における基本的な安全措置が取られず、事故に至っていることに鑑み、災害防止対策にかかる基本事項について、現在施工管理中の現場を再点検するよう、各会員事業者に対して呼びかけを行うこと。
3. 貴支部としての災害防止の機運を高めるための取組を検討し、実施すること。
4. 貴支部が提唱する「3つの矢」のさらなる展開を行うこと。

着任挨拶（神奈川労働局長・労働基準部長・監督課長）



木塚 欽也

神奈川労働局
局長

4月1日付けで神奈川労働局長を拝命いたしました木塚欽也（きつつかきんや）と申します。

建設業労働災害防止協会神奈川支部会員の皆様には、日頃から神奈川労働局の行政運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

少子高齢化・生産年齢人口の減少という我が国の構造的な課題がある中で、国民一人ひとりが豊かで生き生きと暮らせる社会を作るためには、成長と分配の好循環による持続可能な経済社会の実現が不可欠であり、そのためには「人への投資」を強化する必要があります。

こうした「人への投資」を一層促進すべく、神奈川労働局では、「賃金引上げ」やそのための「同一労働同一賃金の遵守」に向けた対策を推進するとともに、人材開発支援助成金、業務改善助成金など賃金引上げ等に取り組む事業者の方への支援策を充実させているところです。

一方、神奈川県内の建設業の労働災害の発生状況について、新型コロナウイルスによる死傷者を除く昨年の休業4日以上死傷災害は702人と前年の776人から減少しましたが、本年に入り特に2月から3月にかけて死亡災害が多発しており、作業現場における安全対策を強力に展開していくことが不可欠となっております。

本年度から、墜落・転落防止措置、熱中症・騒音障害等の健康障害防止などの一層の推進を内容とする、第14次労働災害防止計画に基づく取組が開始されますが、この新しい計画のもと、皆様方と緊密に連携・協力しながら、労働災害の確実な防止に向けた各種対策を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、来年令和6年4月から、建設業においても時間外労働の上限規制が適用となることから、時間外・休日労働の削減をはじめ働き方改革の取組を一層促進していく必要があります。

神奈川労働局といたしましては、発注者や事業者の皆様に対する周知、働き方改革推進支援助成金を通じた支援等を行ってまいりますので、御協力をお願いいたしま

す。

最後になりましたが、貴支部役員の皆様のさらなる御協力をお願いするとともに、貴支部の益々の御発展と会員の皆様の御活躍並びに御安全を御祈念申し上げて、私の着任に当たっての挨拶とさせていただきます。



加納 圭吾

神奈川労働局
労働基準部長

4月1日付けで神奈川労働局労働基準部長を拝命いたしました加納圭吾（かのうけいご）と申します。よろしくをお願いいたします。

建設業労働災害防止協会神奈川支部会員の皆様には、日頃より、神奈川労働局の労働基準行政の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、神奈川労働局では、重点施策である「多様な選択を力強く支える環境整備」に向け、以下の「安全で健康に働くことができる環境づくり」への各種施策を推進してまいります。

令和6年4月から建設業においても適用となる時間外労働の上限規制について、神奈川県建設業関係労働時間削減推進協議会等を通じて発注者に対する周知を図るとともに、働き方改革推進支援助成金の活用促進や支援を行ってまいります。

併せて、時間外・休日労働時間数が、1か月当たり80時間超と考えられる事業場及び過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を引き続き実施するとともに、11月の過労死等防止啓発月間等において、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発を行います。建設業の労働災害防止対策について、本年2月から3月の神奈川県内における建設業における死亡災害の急増を受け、先般、緊急要請をさせて頂いたところであり、各災害の原因と思われる災害防止に係る基本的事項の遵守の徹底を重ねてお願い申し上げます。

また、今年度は、厚生労働省が策定した2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする第14次労働災害防止計画の初年度であり、同計画に基づき、当局にお

☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

神奈川労働局 令和5年3月末現在

年	署												合計
	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	
本年	13	1	12	13	5	24	11	9	6	13	7	14	128
			(1)	(1)		(2)						(1)	5
前年	8	4	24	6	13	27	5	9	12	15	11	19	153
					(1)								1

(注) 労働者死傷病報告による、()内は死亡者数である。

☆死亡災害発生状況☆

令和5年4月24日現在

業種	年	死亡災害把握数				死亡災害件数					
		本年 (令和5年)	前年同期 (令和4年)	前々年同期 (令和3年)		令和4年 暫定値		令和3年		令和2年	
製造業				3		2		8		5	(1)
建設業	5	1	6		(1)	9	(1)	21	(2)	14	(3)
交通運輸業											
陸上貨物運送事業	1			1		5	(1)	2		5	(2)
港湾荷役業											
商業		2	(1)	1	(1)	6	(2)	3	(2)	1	(1)
清掃・と畜業	2	2				4		1		6	(2)
その他	2	1	(1)	4		3	(2)	14	(5)	6	(1)
合計	10	7	(2)	15	(2)	29	(6)	49	(9)	37	(10)

(注)：死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、()は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

☆死亡災害の概要☆

令和5年4月24日現在

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生概要
1	2月 8時頃	その他の建設工事業 ～9人 65～69歳	荷姿の物 飛来、落下	工場内の配管工事現場で、交換用ボルト・ナット約30キログラムを繊維製道具袋に詰め、ホイストでつり上げ中、約15メートルの高さで袋の持ち手紐が破断して袋が落下し、下の地面で次のつり荷を準備していた被災者の頭に当たった。(元請)
2	2月 16時頃	土木工事業 ～9人 60～64歳	掘削用機械 墜落、転落	河川工事現場で、ドラグ・ショベルを運転し、残土を詰めたフレキシブルコンテナバッグ2個を吊って旋回中に、川岸の仮設道路から約3m下の川底に車両ごと墜落した。(1次下請)
3	3月 14時頃	建築工事業 100～299人 20～24歳	地山、岩石 崩壊、倒壊	ビル新築工事現場で、基礎杭の杭頭の計測のため、杭頭までドラグ・ショベルで穴を掘り、その穴に下りて杭頭の上に残る土をスコップで払い落とし中、掘削面が土砂崩壊した。(元請)
4	3月 16時頃	建築工事業 30～49人 80～84歳	トラック 交通事故(道路)	ビル新築工事現場で、型枠材搬入を終えたトラックの運転者が降車中に、警備員が下り坂の輪止めを外したため無人で動き出し市道に出た。運転者は警備員2名とともに車の前で押し止め中に転倒し、前輪にひかれた。(2次下請)
5	3月 12時頃	土木工事業 10～29人 75～79歳	地山、岩石 崩壊、倒壊	道路に埋設された下水管の交換工事現場で、古い下水管を撤去後の深さ1.3メートル、幅1.1メートル、長さ9メートルの掘削溝に下りてスコップで掘削中、掘削面が土砂崩壊した。(1次下請)

今年から来年にかけて、建設業で対処が必要な法改正（3月号続き）

工作物の解体にかかる石綿事前調査者資格を新設

施行期日等

公布日：令和5年1月11日

施行期日：令和8年1月1日

根拠条項

法第27条第1項、第100条第1項及び第103条第1項

改正の概要

石綿則の一部改正

・工作物の解体等の作業を行う場合の事前調査について、適切に調査を実施するために必要な知識を有する者に行わせなければならないこととする。ただし、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める工作物以外の工作物の解体等の作業に係る事前調査については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業に係るものに限る。

・その他所要の改正を行う。

【ここがポイント】

工作物解体に関する石綿含有事前調査に関する法改正については、「工作物の解体等の作業を行う場合の事前調査について、適切に調査を実施するために必要な知識を有する者におこなわせなければならないこととする。」とされ、施行期日は令和8年1月1日とされています。

対象となる工作物としては建築物以外のものであって、例示として「煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造もしくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等」が挙げられています。

資格の関係については、その中で3つの対象物に分かれます。

①新たに工作物に係る知識を必要とする対象「炉設備、電気設備、配管及び貯蔵設備」②従来の建築物を対象とした調査者資格でよいもの、「煙突、トンネルの天井板、遮音壁など」③調査者の資格を要せず、事前報告を必要としないもの「エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁など」①の資格に関しては従来の建築物の関係の調査者資格を有している方でも、8時間の講習（2時間免除）を受け、修了試験に合格する必要があるとのこと。

いずれにしても公布後の内容をご確認ください。

※神奈川支部において準備が出来次第当該講習を行います。

化学物質を取り扱う事業場で選任義務

施行期日等

施行期日 令和6年4月1日

（化学物質管理者が管理する事項等）

労働安全衛生規則第12条の5

事業者は、法第57条の3第1項の危険性又は有害性等の調査（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。以下「リスクアセスメント」という。）をしなければならない令第18条各号に掲げる物及び法第57条の2第1項に規定する通知対象物（以下「リスクアセスメント対象物」という。）を製造し、又は取り扱う事業場ごとに、化学物質管理者を選任し、その者に当該事業場における次に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理させなければならない。

【中略】

5（条文上は第4項）事業者は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させなければならない。

（保護具着用管理責任者の選任等）

第12条の6

化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、次に掲げる事項を管理させなければならない。

【中略】

4 事業者は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させなければならない。

【ここがポイント】

建設工事においては塗料や接着剤、アーク溶接など、一般消費者の生活の用に供されない製品を取り扱うことがあります、その場合に化学物質管理者を選任し、リスクアセスメント等の技術的管理を行わせなければならないというもの。同時に防毒マスクや防じんマスク等を着用する場合には保護具着用管理責任者を選任しなければならない。どちらも作業主任者と同様氏名の掲示義務があります。

いずれも選任に当たっては専門の知識を要し、その教育カリキュラムが定められています。化学物質を取り扱うだけで、製造を行わない建設業においては、選任に際し、資格要件はありませんが、取扱いに関する講習を受講させたものを選任することが望ましいというものです。

労働時間の上限規制

施行期日：令和6年4月1日

根拠条項

労働基準法第32条（一日8時間、一週間40時間を規程）

労働基準法第36条

第1項（時間外及び休日の労働について、労使協定及びその内容の届出により32条の時間を延長して使用することができることを規定）

第4項（基本限度時間の規定であり前項で延長できる限度時間は、一箇月について45時間及び一年について360時間とする）

第5項・第6項（業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に基本限度時間を超えて労働させる必要がある場合の規定であり、時間外労働・休日労働は1箇月について100時間未満及び2～6箇月平均で1箇月当たり80時間以内、時間外労働は1年について720時間未満までできるが、1箇月について45時間を超えることができる月は年6箇月以内とされている）

附則 第139条（建設業の経過措置）

工作物の建設の事業（災害時における復旧及び復興の事業に限る。）その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業に関する第36条の規定の適用については、当分の間、同条第5項「時間（第2項第4号に関して協定した時間を含め100時間未満の範囲内に限る。）」とあるのは「時間」と、「同号」とあるのは「第2項第4号」とし、同条第6項（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

第2項 前項の規定にかかわらず、工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業については、令和6年3月31日（同日及びその翌日を含む期間を定めている第36条第1項の協定に関しては、当該協定に定める期間の初日から起算して1年を経過する日）までの間、同条第2項第4号「1箇月及び」とあるのは、「1日を超え3箇月以内の範囲で前項の協定をする使用者及び労働組合若しくは労働者の過半数を代表する者が定める期間並びに」とし、同条第3項から第5項まで及び第6項（第2号及び第3号に係る部分に限る。）の規定は適用しない。

【ここがポイント】

時間外労働を行わせる場合には時間外労働に関する協定が前提で、事前に労働基準監督署に届け出なければなりません、その場合、基本となる時間外労働の上限は第4項の一箇月45時間、年間360時間になりますが、第5項・第6項において業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に行う必要がある場合には、時間外労働・休日労働は1箇月について100時間未満及び2～6箇月平均で1箇月当たり80時間以内、時間外労働は1年について720時間未満まで、ただし1箇月について45時間を超えることができる月は年6箇月までとなります。

る推進計画を策定し、各種災害防止対策を進めてまいります。

建設業における具体的対策としては、本年3月14日に公布された足場からの墜落・転落災害防止の充実に係る改正省令の周知等により、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等対策の充実強化を図るほか、労働者の熱中症や騒音障害の防止のため、対策要綱に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた措置の適切な実施、ガイドラインに基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の対策を進めてまいります。

また、地震、台風、大雨等自然災害に被災した地域の復旧・復興工事における災害防止対策の徹底、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づき、国土交通省との緊密な連携の下に、建設工事従事者の安全及び健康の確保対策に取り組んでまいります。

そのほか、全災害の4割を占める高齢労働者の災害防止のための「エイジフレンドリーガイドライン」及び「エイジフレンドリー補助金」の周知、新たな化学物質の周知、石綿ばく露防止対策の徹底、産業保健活動やメンタルヘルス対策の推進等、幅広く施策を講じていくこととしますので、貴支部の皆様の一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴支部の御発展と会員の皆様の益々の御健勝と御安全を祈念いたしまして、私の着任に当たっての挨拶とさせていただきます。



畑野 俊
神奈川労働局
健康課長

本年4月1日付けで労働基準部健康課長を拝命しました畑野です。日頃から、建設業労働災害防止協会神奈川支部の皆様方におかれましては、労働行政、特に労働災害防止の施策や取組みに対し、多大な御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。また、労働災害防止のため日々安全衛生活動をされている皆様には、改めて敬意を表したいと存じます。

労働保険のお知らせ

令和5年度・労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は

6月1日（木）～7月10日（月）です。

《年度更新申告書は、5月末頃に発送予定です。》

正しい申告のために・・・早目にご準備を。

労働保険の申請は便利な電子申請で！

お問い合わせは、

神奈川労働局 総務部 労働保険徴収課・・・電話 045-650-2803



検索

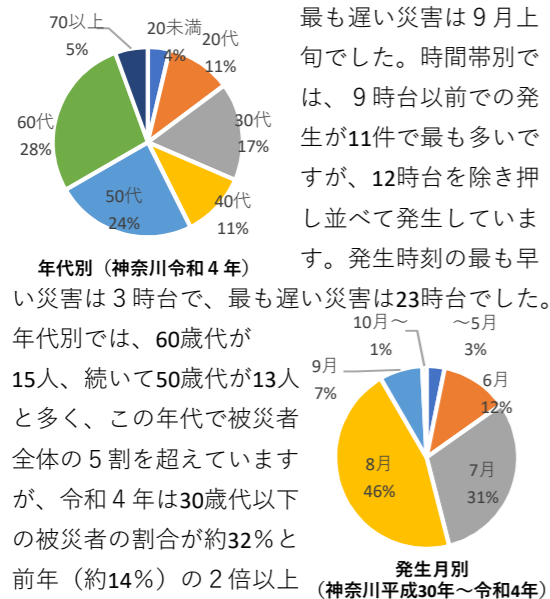
労働保険の電子申請

職場における熱中症予防対策については、令和3年4月20日付け基発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。また、平成29年からは「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」(5月1日～9月30日)を実施し、各防災団体等と連携して熱中症の予防対策に取り組んできたところです。ついては、令和5年の本キャンペーンを令和5年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱(以下実施要綱とする)のとおり実施します。各事業所におかれましては、要綱の推進により効果的な熱中症予防対策を実施していただきますようお願いいたします。

神奈川県の職場における熱中症

令和4年中の神奈川県内の職場における熱中症の発生状況は、休業4日以上発症者数が54人と前年(21人)に比べて大幅に増加し、死亡災害も2年ぶりに1人発生しました。

業種別では警備業が12人と最も多く、続いて製造業11人、商業8人、建設業7人と続いています。月別では8月が20人と最も多いですが、令和4年は6月下旬に気温が高かったことから6月の死傷者数が17人と続いて多く、死亡災害も6月に発生しています。発生日の最も早い災害は3月上旬で、最も遅い災害は9月上旬でした。時間帯別では、9時台以前の発生が11件で最も多いですが、12時台を除き押し並べて発生しています。発生時刻の最も早い災害は3時台で、最も遅い災害は23時台でした。年代別では、60歳代が15人、続いて50歳代が13人と多く、この年代で被災者全体の5割を超えています。令和4年は30歳代以下の被災者の割合が約32%と前年(約14%)の2倍以上と増加しました。2年ぶりに発生した死亡災害の被災者も20歳代でした。建設業における工事中の建屋内作業及び資材倉庫作業、一般的にみると屋外作業での発症が懸念される業種でも、屋内作業において熱中症災害が多発しています。



①単独作業を控え、休憩時間を長めに設定する。
②管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻りに確認する。なお、熱中症の発生しやすさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどのIoT機器を活用することによる健康管理も有効である。

(イ) 暑熱順化への対応

暑熱順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くすることが望ましい。特に、新規採用者等に対して他の労働者と同様の暑熱作業を行わせないよう、計画的な暑熱順化プログラムを組むこと。なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると4日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まることに留意する。

被災例

被災者は9時頃ごろから住宅の外壁塗装工事現場において、解体した足場の運搬作業を行っていた。10時40分頃作業終了し、10時50分頃次の現場への移動途中で意識が混濁し、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。 6月20歳代 気温31.7℃

(ウ) 水分及び塩分の摂取

労働者は、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行う。

管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認などにより、労働者からの申出にかかわらず定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があるため留意する。

(エ) 服装等

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備すること。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討する。また、直射日

光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を着用する。

(オ) プレクーリング

WBGT値が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い服装を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングも行われており、体表面を冷却する方法と、冷水や流動性の氷状飲料などを摂取して体内から冷却する方法とがある。必要に応じて作業開始前や休憩時間中のプレクーリングを検討すること。

II 健康管理

(ア) 健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

- ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

(イ) 日常の健康管理等

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする。



(ウ) 労働者の健康状態及び熱順化の状況の確認

当日の作業開始前には、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行う。また、職長等管理者は、入職後一週間未満の労働者及び夏期休暇等のために熱へのばく露から4日以上離れていた労働者をあらかじめ把握し、当該労働者の作業時間中や作業終了時における健康状態に特に配慮する。

健康状態又は暑熱順化の状況から熱中症の発症リスクが高いと疑われる者に対しては、必要に応じて作業の配置換えを行う。

(エ) 作業中の労働者の健康状態の確認

作業中は巡視を頻りに行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、単独での長時

間労働を避けさせ、複数の労働者による作業においては、労働者お互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出るよう指導する。

III 労働衛生教育

準備期間中に各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育用教材としては、厚生労働省の運用しているポータルサイト「学ぼう! 備えよう! 職場の仲間を守ろう! 職場における熱中症予防情報」に掲載されている動画コンテンツ、「職場における熱中症予防対策マニュアル」、熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症にかかる動画コンテンツや救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。実施に当たっては、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

被災例

被災者は事業場内で午前中は清掃等片付け作業を行い、午後からセメント袋の整理作業を行っていた。15時頃整理作業中にセメント袋を落とし、倒れこんだ後嘔吐したため、緊急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。 6月40歳代 気温34.2℃

IV 異常時の措置

本人や周囲が少しでも異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。

なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても、周囲の判断で病院への搬送や救急隊の要請を行う。病院に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行ったり、衣服を脱がせて水をかけて全身を急速冷却すること等により効果

的な体温の低減措置に努める。その際には、一人きりにせず誰かが様子を観察する。

今年の建災防の熱中症防止のポスターは、嶺百花さんです。下に社名等が入られます。



大塚製薬熱中症オンライン講演会

(株)大塚製薬工場より、安全衛生担当者向け熱中症オンライン講演会(無料)の開催のご案内を神奈川県支部にいただきました。

聴講ご希望の方は支部ホームページに案内を掲示していますので、そちらをご確認の上申し込みください。

日時 6月21日(水) 14:00～15:10

暑熱環境における経口補水液の有用性

～啓発と作業環境測定で相乗効果～
夏季空港の屋外作業は暑さとの闘い

東京慈恵医科大学 教授

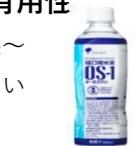
附属病院患者支援・医療連携センター

センター長 石川智久 先生

問合せ先 (株)大塚製薬工場横浜支店

荒井様 080-2380-9594

https://zoom.us/webinar/register/WN_pR-tdPaxS82C90hJofWP3g



大人気! クイズで楽しく学べる

熱中症対策セミナー(無料)のご案内

経口補水液が作れるタブレット「O.R.S」を販売する(株)アドバンスより、クイズ形式の熱中症セミナー(30分程度)のご案内を神奈川県支部にいただきました。*支部ホームページに案内を掲示しますのでご確認の上お申し込みください。

問い合わせ先: (株)アドバンス 吉岡

メール: c.yoshioka@advance-m.co.jp

電話: 047-312-1130

セミナー詳細はこちら→



以上は令和5年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」実施要項の抜粋です。詳細については直接神奈川県労働局健康課が担当のホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/> をご覧ください。